

平成28年度 志布志市奨学生募集

教育委員会では、有用な人材を育成するため、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な者に対して学資（奨学金）を貸与します。

◆対象者：高等学校、高等専門学校（専門学校を含む。）及び大学（短期大学及び大学院含む。）またはこれらの学校に相当する外国の学校に在学する者

◆奨学金の額：

- ①高校生：月額15,000円（年額180,000円）
- ②高等専門学校生または大学生：月額30,000円（年額360,000円）
- ③外国学校への留学生：月額50,000円（年額600,000円）

◆貸与の期間：在学期間中とし、毎年度更新する必要があります。

◆貸与の方法：7月、10月及び翌年の2月の年3回に分け、口座振込の方法により貸与します。

◆奨学生の資格：

- 引き続き3か月以上市内に住所を有する者の子どもであること。
- 学業成績及び人物が優良であること。
- 世帯全員の合計所得が500万円以内であること。（ただし、同一世帯の2人以上の者が奨学金の貸与を受けようとする場合は、この限りではありません。）

◆返還義務：この奨学金は、給付ではありません。卒業後返還する義務があります。

※奨学金の額（②高等専門学校生または大学生）及び奨学生の資格（所得に関する要件）につきましては、改定を予定しています。詳しい内容につきましては、下記申請期間中にお知らせします。

◆募集要項の配布：3月1日（火）から教育委員会で配布します。

◆申請期間：4月1日（金）から5月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

■問い合わせ・申請書類提出先：教育委員会

- 教育総務課 総務係（志布志支所）
TEL：472-1111（内線312）
- 松山分室（松山支所）
TEL：487-2111（内線262）
- 有明分室（本庁）
TEL：474-1111（内線261）

知っ得!? 年金

インフォメーション

pension

◆日本年金機構におけるマイナンバーの利用延期について

平成27年9月に「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、日本年金機構においては、平成28年1月から予定していたマイナンバーの利用が延期となっています。

◆マイナンバーの利用延期

日本年金機構では、当分の間、マイナンバーの利用ができないうえ、お客さまからお届けいただく届書・添付書類にマイナンバーが記載されている場合には受け付けることができ

ません。したがって、日本年金機構に各種届書及び住民票等の添付書類を提出される場合には、マイナンバーが記載されていないものをご提出ください。

◆基礎年金番号の使用

日本年金機構においてマイナンバーの利用が延期されている間は、年金相談・照会、各種届出及び申請には、引き続き基礎年金番号をご使用ください。

◆マイナンバーの利用開始時期

日本年金機構でのマイナンバーの利用開始時期は現時点では未定です。

◆マイナンバーに関する問い合わせ先

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、マイナンバー制度についてのお問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤルまでお願いいたします。

◆マイナンバー総合フリーダイヤル
TEL：0120・95・0178

受付：平日 9時30分～22時
土日祝 9時30分～17時30分

■問い合わせ先…

- 市民環境課 年金係
TEL：474・1111（内線116）
- 鹿屋年金事務所
TEL：0994・42・5122

皆でつくる

「共生・協働・自立」のまち

community

市の事業を活用した志布志市女性支援推進会議の活動を紹介します！

市では、市民団体、自治会等が地域の課題解決に向けて、自主的・継続的に取り組む公益的な事業に対して補助金を交付しています。

志布志市女性支援推進会議は、会員9名で「市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業」（3回目）を活用して、市内在住の20歳以上の独身を対象とした婚活を含むコミュニケーションのとり方や男女が自信を持って一歩踏み出すことを目的とした「大人のコミュニケーション講座」を開催いたしました。

当講座には、市内独身男女43名の参加があり、講師自身が体験されたことなどの講演内容に、参加者からは「これから先の人生を考える上で参考になった」、「悩んだ時など、当講座で聞いた話のことを思い出していきたい」、「自分もあきらめず、人生を精一杯楽しみ、生きていることに感謝し、生きていきたい」などの前向きな感想が多数ありました。



市では、このような市民グループ、各団体の事業の取組をはじめ、広く事業を募集しています。「〇〇なことに取り組んでみたい」と考えているグループ、団体等がありましたら、第一歩を踏み出してみませんか。まずはお気軽に下記まで相談ください。

■問い合わせ先：企画政策課 地域政策係
TEL：474-1111（内線252・257）

consumer affairs

知ってる？

消費生活相談

◆マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意

マイナンバーの通知が開始された10月以降、マイナンバー制度に便乗した不審な電話や訪問に関する相談が全国的に急増しています。

◆事例1

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報保護を調査中である」と言われて女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか（60歳代女性 九州地方）

◆事例2

「マイナンバーが流出したら悪用される」、「個人情報削除する為には5千円かかる」という内容のメールが送られてきた。指示通り

りコンビニで電子マネーを購入しその番号を相手に知らせた。その後も手数料等の名目で複数回に分けて50万円を電子マネーで支払った。さらに請求のメールが届くが払えない。どうしたらいいか。（20歳代男性 関西地方）

◆アドバイス

- マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が口座番号、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
- 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- 少しでも不安を感じたら、すぐに市役所の消費生活相談窓口（消費者ホットライン188番）や警察（警察相談専用電話#9110）等に相談してください。

※「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤルで無料にて受け付けています。

TEL：0120・95・0178

受付：平日 9時30分～22時
土日祝 9時30分～17時30分

困ったときは一人で悩まずに
消費者ホットライン1888
にご相談ください。
188泣き寝入り！と覚えてください。

■問い合わせ先…市役所 消費生活相談窓口
TEL：474・1111（内線287）